



尼教組しんぶん

尼崎市教職員組合：尼崎市西長洲町2-34-1

執行委員長 中川 純一

TEL 06-6481-1133 FAX 06-6481-9520

ホームページ <http://amakyoso.wix.com/amakyoso>

E-mail amakyoso@s5.dion.ne.jp

みんなの要求が実現しました！ 校外学習の施設入場料、教職員分は市が負担

修学旅行や遠足などで、引率業務という仕事であるにも関わらず、教職員の施設使用料(入場料)などは自己負担になっていました。今年度から市が負担することになりました。

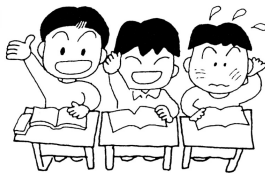
県教委は旅費と宿泊費のみを支給しています。しかし、県立高校へは委託料として、入場料等が実質支給されています。尼崎市も、市立幼稚園・市立高校の教職員の入場料等は市が負担しています。市立の小中学校のみが自己負担を強いられてきました。

2015年、尼教組は自己負担を解消するよう取り組みを始めました。毎年市教委へ改善を求めるとともに、兵庫教組から県教委への働きかけを続けてきました。

2016年の対県確定で、県教委は「県が旅費として負担することはできないが、県立高校はこれを必要経費と考え、使用料として措置をしている。」旨を市町教委へ周知徹底することを回答。つまり、県教委は市

教委へ負担するよう要請しましたが、尼崎市教委はこれに応えない態度を続けてきました。

市教委は児童生徒の貴重な体験ができるよう支援すべきにもかかわらず、「お金のかからないところを選べ」というような姿勢を改めたことは歓迎すべきことです。



下見の時のレンタカーや保険料も今後の課題です。

注意点(あまよう特別支援学校は除く)

- ①市への請求は実施日の3週間前までに申請する。
- ②費用がわかる資料や旅行社の見積書などを添付。
- ③下見には適用されません。

「水泳授業に特別な人員配置を」市教委へ要請しました

今年の水泳指導は、学校ごとの判断とされました。「水泳をたくても人が足りない」の悩みが多く聞かれます。コロナ禍の水泳指導は例年以上の負担になります。実施する場合のより安全確保のために、人員は欠かせません。(申し入れはウラ面に)



尼教組といっしょに、元気で安心して働きつづけられる学校をつくりましょう。

◆相談や加入の問い合わせは、☎06-6481-1133

HPの問い合わせ⇒



尼崎市立小・中学校校外行事に係る引率教員の施設使用料支給実施要項（抜粋）

1 支給対象

小・中学校で実施する校外行事（遠足、修学旅行、宿泊訓練、社会見学等）について必要があると学校教育課長が認めたもの。（あまよう特別支援学校を除く）

2 使用料等の範囲

- ・引率教員の施設使用（入場）料
- ・下見の入場料等については、含まれないものとする。

3 支給対象者

- ・県費職員
- ・市費職員

ただし、特別支援学級に係る、介助員及び教育支援員については別予算であるため対象外とする。

4 支給の申請等

支給を受けるときは、対象となる校外行事の3週間前までに、「校外行事に係る引率教員施設使用料支出書類届出書」（様式1）、及び引率教員に係る入場料が確認できる資料（施設入場料が記載されている書類のコピー、旅行業者の見積もり等）を添付し、学校長まで押印済の「支出負担行為決議書」を学校教育課長に提出する。

令和3年度 小・中学校校外行事に係る引率教員等の施設使用料支給に係るQ & A

1 使用料等の範囲について

Q 1	特別支援を要する児童生徒に付き添うためには、体験料が必要であるが、支給はできるか。
A 1	引率教員の体験料は、支給対象外となるが、特別な支援を要する児童生徒の安全を配慮した場合、最低限必要となる体験料等は支給できる。
Q 2	乗船しないと児童生徒と一緒に移動できないが、支給できるか。
A 2	遊覧目的であれば、児童生徒と共に移動できない時に生じる経費等は支給できる。ただし、県費の旅費として支給ができないものに限る。

2021年5月20日

尼崎市教育委員会 教育長 白畑 優 様

今年度の水泳授業について

（前略）4/9 文科省通知「学校の水泳授業における感染症対策について」では、「3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるようにすること。」とありますが、2m以上の間隔をプール内、プールサイドで確保できるでしょうか？マスクを外す場面も多く、マスクが濡れることも十分に予想されます。学校では、どうすれば安全に行えるか？学年単位かクラス毎か？指導する教員は何人必要か？時間割は？水着の購入の案内はするのか？プールの清掃は？心肺蘇生等の研修は？トイレや更衣室の使い方は？など多くの検討事項に取り組み始めています。その中で、「安全に行うには人が足りない」との声が多く聞かれます。市教委として、実施を検討している学校への支援が強く求められています。

次のことがらについて、真摯に検討し回答されるよう申し入れます。

1. 水泳授業を実施する学校には、安全に指導するための人的配置を行うこと。

学校任せにせず、安全に実施するための人員を特別に配置してください。